

滋賀県不登校等の子ども相談支援強化事業実施要綱

（目的）

第1条 不登校の状態にある子どもの約4割が学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていないことや、高校中退等によりひきこもりの状態にある子どもへの相談支援が十分ではないこと、保護者の不安や悩みに対する相談支援ニーズも大きいなどの課題がある。

このため、不登校やひきこもり等の状態にある子どもおよびその保護者（以下「子ども・保護者」という。）への相談援助等の充実を図るため、民間団体の事業を支援することにより、子どもが自尊感情を回復して主体的に社会と関わる力を育み、子どもとその保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「学校」 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校または特別支援学校をいう。
- (2)「子ども」 心身の発達の過程にある者をいう。
- (3)「保護者」 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (4)「不登校」 何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因または背景によって、子どもが学校に出席しないまたはすることができない状況（病気または経済的理由による場合を除く。）をいう。
- (5)「ひきこもり等」 様々な要因の結果として、社会的に孤立し、孤独を感じている状態、生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態、または家族を含む他者との交流が限定的な状態などをいう。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす民間団体とする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、株式会社その他の法人格を有すること。
- (2) 滋賀県内に活動の拠点を有し、滋賀県内に居住する不登校またはひきこもり等の状態にある子ども・保護者に対する学校外での支援活動について、1年以上の活動実績を有すること。
- (3) 宗教活動または政治活動を目的とする団体ではないこと。
- (4) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号に該当し

ないこと。

- (5) 当該民間団体において子ども・保護者への支援に関わる全ての従事者が、体罰、性加害、その他の人権侵害行為等を行っていないこと。

(事業内容)

第4条 本事業は、滋賀県内の複数の市町にまたがって広域的に実施する、不登校およびひきこもり等の状態にある子ども・保護者に対する次に掲げる事業とし、補助対象者は、(1)および(2)の事業を行うことを必須とし、(3)および(4)の事業を行うことは任意とする。

(1) 相談援助

ア 原則として週1回以上、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師等）を配置し、子ども・保護者から来所・電話等での相談に応じ、適切な助言・指導を行うこと。

イ また、相談のあった子ども・保護者の心身の状況や相談内容等に応じて、医療・福祉・保健・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、相談者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討・調整を行うこと。

(2) 居場所づくり

ア 原則として週1回以上、相談援助を円滑かつ効果的に行うための環境整備として、子ども・保護者が気軽に立ち寄り、安全に安心して過ごせる居場所の提供（遊び、食事の提供や体験活動等）を行うこと。

イ 居場所の提供に関する広報活動を行うこと。

ウ 平時に加え、夏休みなどの長期休暇期間における活動を積極的に行うこと。

エ 原則として、複数の児童生徒を受け入れる体制を整えること。

オ 事業実施時は、活動に必要な職員（代表者含むことも可）を複数人配置すること。

(3) アウトリーチ支援

学校等の関係機関との連携のもと、子ども・保護者の状況等に応じて、支援につながりにくいなどの者については、地域における出張相談、家庭等への訪問支援によって子ども・保護者との面談を行いながら生活の状況や子ども本人と保護者の意向の把握、子ども本人と保護者等との間の関係調整、子どもの外出や他者との交流、居場所の利用等の援助など、対象者に寄り添った支援を手厚く実施することで、継続的な支援につながりやすくなるよう取組を行うこと。

(4) 送迎支援

ア 子どもの社会参加を促進するため、子どもが単独で移動することが困難で、保護者による送迎も困難な場合などにおいて、補助事業への参加や支援機関等

への通所等のための送迎を行うこと。

イ 事故等が発生しないよう細心の注意を払い、安全かつ確実に子どもの送迎を行うため、送迎時の対応、トラブルや事故が発生した場合の連絡体制や対応マニュアル等を作成し、送迎を担当する職員を含め団体内で周知徹底しておくこと。

- 2 本事業の実施に当たっては、利用する子どもが在籍する学校等と連携し、適切な対応が図られるよう十分配慮すること。
- 3 本事業における個別の相談・支援の経過および事業実績等については、必ず記録を行い、これを適正な方法で管理すること。
- 4 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- 5 次に掲げる事業は、本事業の対象としない。
 - (1) 国または地方公共団体から補助金の交付または委託を受けている事業
 - (2) 児童福祉法もしくは障害者総合支援法等の規定に基づく事業、または医療に係る収入のある事業
 - (3) 教育活動が目的である事業
 - (4) 営利を目的とする事業

(状況報告)

第5条 補助事業者は、事業の実施状況を月ごとにまとめ、県が定める日までに報告するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、補助事業者は県から事業の実施状況に関する報告等を求められた場合、その求めに協力するものとする。

(留意事項)

第6条 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 本事業の支援対象者は、滋賀県内に生活の本拠を有する者とする。
- (2) 子ども・保護者がアクセスしやすい場所、時間帯での実施を図り、中高生など幅広い年齢層に配慮した事業を実施すること。また、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。
- (3) 食事の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (4) 本事業の実施について地域への周知を積極的に図るとともに、関係機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めること。
- (5) 本事業に従事する者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 本事業に従事する者は、事業を実施するにあたり必要となる知識や技術を身に

つけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため研修の受講等に努めること。
(費用)

第7条 本事業の実施に要する経費について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

2 補助対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。